

最賃法第25条に基づく公示に係る意見書の取扱い等について

(関係条文)

(最低賃金法)

(第25条第5項)

最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。

(第25条第6項)

最低賃金審議会は、前項の規定によるほか、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする。

(最低賃金法施行規則)

(第11条第1項)

都道府県労働局長は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について地方最低賃金審議会の調査審議を求めた場合には、遅滞なく、最低賃金審議会が法第25条第5項の規定により当該事案について関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨並びに意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は一定に期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示するものとする。

(第11条第2項)

最低賃金審議会は、前項の意見書によるほか、当該意見書を提出した者その他の関係労働者及び関係使用者のうち適当と認める者をその会議（専門部会の会議を含む）に出席させる等により、関係労働者及び関係使用者の意見をきくものとする。

(鹿児島地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程)

(第7条)

会議は、原則として公開とする。

ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(第8条)

会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成する。

- 2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を公開するものとする。

（鹿児島地方最低賃金審議会の公開要領）

2 対象とする審議会の会議

この要領の対象とする審議会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 鹿児島地方最低賃金審議会
- (2) 鹿児島地方最低賃金審議会最低賃金専門部会

3 審議会の会議の公開基準

審議会の会議は、次の場合を除き公開するものとする。

- (1) 公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合。
- (2) 個人若しくは団体の権利・利益が不当に侵害されるおそれがある場合。
- (3) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合。

5 公開の方法等

- (1) 審議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望するものに対し、当該審議会の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 審議会は、公開する会議において傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) 審議会の長は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、会議の傍聴にかかる遵守事項等を定め、当該会議の会場の秩序維持に努めるものとする。